

東京少年サッカー連盟の根本原則

東京少年サッカー連盟の根本原則は、加盟するチーム関係者(指導者・保護者)が互いに協働し、サッカーを通じて少年少女の健やかな成長を育成し、その資質をを向上させる事にある。その事によって東京少年サッカー連盟の活動が社会に貢献する事を目指し、努力目標を以下に掲げる。

努力目標

- 1 サッカーの競技力を向上させ、リーグ運営においては子供達が活動できる試合会場を提供できるよう指導者は努力をする。
- 2 子供達が全ての試合に参加できるよう指導者は長期的展望の下活動するよう努め、日頃のトレーニングや試合を通じて人としての基本的な資質を向上させるよう努力をする
- 3 加盟チームは本連盟の活動に積極的に参加して、企画・運営活動に協力するよう努力をする。
- 4 東京リーグの関係者は、サッカー競技のみならず、すべての活動が社会的に有益になるよう努力をする。

東京少年サッカー連盟 規約 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条

本連盟は東京少年サッカー連盟と称し、通称では東京リーグと称する。

(機構)

第2条

本連盟は、東京都内23区で活動する少年・少女によって組織されるサッカークラブによって構成される。

(事務所)

第3条

本連盟の事務所は会長が指定した所に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条

本連盟の活動は加盟チームの協働のもと、少年・少女サッカーの水準向上と普及に努めるとともに、国内外において国際交流を行い青少年育成を目的とする。

第3章 事業

(事業)

第5条

本連盟は、第4条の目的を達成するために以下の事業を行なう。

- ①本連盟リーグ戦(前期・後期)
- ②本連盟各種大会
- ③少年審判講習会
- ④国際交流、海外遠征
- ⑤本連盟関係者の研修及び地域社会貢献活動
- ⑥その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

(組織)

第6条

本連盟は(公財)日本サッカー協会規約に基づく第4種(加盟は問わず)のチームであり東京都23区内で活動するチームで組織する。

- 2 本連盟に加盟するチームは、第4条の目的を達成する為に、必要な条件を備えなければならない。
- 3 本連盟に加盟するチームは、第4条の目的に対して誠意をもって活動しなければならない

(加盟)

第7条

本連盟に新たに加盟しようとするチームは、本連盟の承認を得なければならない。

(退会)

第8条

本連盟を退会するときは、その旨を本連盟に届け出るものとする。

(リーグ編成)

第9条

- 本連盟のリーグ編成は、原則A・B・C・D・E・Fの6のリーグとする。
- 2 本連盟に新たに加盟するチームは、Fリーグに所属するものとする。

第5章 代表者会議

(代表者会議)

第10条

代表者会議は各チーム代表者により構成され、本連盟の活動を顧問し、次の事項について審議する最終議決機関とする。

- ①代表者会議の議決を要する役員の選任
- ②予算及び決算
- ③事業計画
- ④本連盟規約、規約細則、および関連規則の改廃
- ⑤その他議決を要する重要な事項

(代表者会議議長)

第11条

- 代表者会議議長は、会長が指名する。
- 2 会長は代表者会議を招集し議長を指名する。

(代表者)

第12条 代表者は本連盟加盟チームの代表者とし、各チームより1名を選出する。

(代表者会議の開催)

第13条 定期代表者会議は年2回2月・8月に開催されることとし、会長が召集する。
2 会長が必要と認めるとき、又は代表者の3分の1以上が、理由を示して会議の開催を求めた時、会長は速やかに代表者会議を招集しなければならない。

(代表者会議の定足数)

第14条 代表者会議は、代表者総数の半数以上が出席しなければ開催する事ができない。
2 代表者会議に出席できない代表者は、自チームの責任者に代理出席させる事ができる。

(代表者会議の議決)

第15条 代表者会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、同数の場合は議長の決するところによる。

(役員の出席)

第16条 役員は、代表者会議に出席して意見を述べる事ができる。

第6章 役員

(役員)

第17条 本連盟に次の役員を置く。

- ①会長
- ②副会長
- ②理事長
- ③理事
- ④監事

(会長)

第18条 会長は理事会において理事の中から互選する。

(副会長)

第19条 副会長は、理事会の同意を得て、会長が任命する。
2副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、会長代理として業務を執行する。

(理事長)

第20条 理事長は理事会において理事の中から互選する。
2 理事長は、理事会の議長になるとともに、理事会の議決に従い業務を執行する。

(理事)

第21条 理事は、加盟チーム代表者で構成する。
2 理事は理事会を構成し、定められた職務を執行する。

(理事の選任)

第22条 理事は、理事会で推薦および選出し、代表者会議において承認する。

(役員の数)

第23条 理事の定数は10人以上20人以下とする。
2 監事の定数は、2人以内とする。

(監事)

第24条 監事は代表者会議において選任する。
2 監事は、本連盟の業務、会計、および資産の監査を行なう。

(役員任期)

第25条 第17条に定める定める役員任期は、2年間とし、4月1日から翌々年3月31日迄とする
但し、重任を妨げない。
2 会長、理事長の重任は、3回までとする。

(役員交替)

第26条 前条で定める役員任期中に欠員が生じたときは、代表者会議により新たな役員を選任する。
2 前項により選任された役員は、前任者の残存期間とする。

第7章 会議

(理事会)

第27条 理事会は本連盟の意思決定および業務執行機関とし、以下の事項を議決する。

- ①理事会の議決を要する役員の推薦および選出
- ②事業報告および決算
- ③事業計画および予算
- ④賞罰の裁定
- ⑤関係する連盟ならびに地域との連絡、協働
- ⑥その他議決を要する事項

(理事会の招集)

第28条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。ただし、理事総数の3分の1以上が、理由を示して会議の開催を求めたとき、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事の定足数)

第29条 理事会は、理事総数の半数以上が出席しなければ開催することができない。
2 理事会に出席できない理由は委任状を提出して、表決を他の理事に委任することができる。
3 前項の委任状を提出した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議決は、出席者の過半数を以て決し、同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会)

第31条 本連盟に、業務執行のため、必要に応じて委員会を置くことができる。

(総務委員会)

第32条 総務委員会は連盟の全業務に関わる、企画、立案にあたりとともに、緊急を要する事案について対応する。
2 総務委員会は会長、理事長、関連する担当理事により構成される。前項の緊急の対応については、事後に理事会の承認を得なければならない。

(その他の会議)

第33条 理事会は規律委員会および必要に応じてその他の会議を置くことができる。

第8章 会計

(会費)

第34条 本連盟加盟チームは、別に定める会費を納付しなければならない。

(経費)

第35条 本連盟の経費は、以下に掲げるもので支弁する。

- ①本連盟加盟費
- ②公共団体により公布された補助金
- ③広告収入
- ④寄付金品
- ⑤その他の収入

(会計年度)

第36条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 雑則

(関連規則の制定)

第37条 本規約の施行において必要な関連規則は、代表者会議の議決により別に定める。

(規則違反への処分)

第38条 加盟チームが、本規約ならびに別に定める規約細則に著しく違反し、また本連盟の名誉を著しく傷つける行為を為し、加盟チームとして不適切と認められるとき、代表者会議の議決を経て除名される。

2 加盟チームが本規約第6条第2項および第3項に違反した時、別に定める規約細則に基づき、理事会の議決により処分される。

第10条 改廃

(改廃)

第39条

本規約ならびに関連規則は、代表者会議の議決によらない限り改廃する事ことはできない。

附 則

本規約は平成25年8月31日より施行する。

2 この規約改正にあたって、移行措置のため一定の猶予期間をおくこととする。

東京少年サッカー連盟 規約細則(案)

第1章 加盟チーム

- 第1条 本連盟の加盟チームはクラブ所属の選手のみによって組織されたチームでなければならない。尚、1クラブにつき2チーム以上の加盟は認めない。
- 第2条 加盟チームは毎年2月と8月に所定の手続きを終了し、本連盟に申請しなければならない。
- 第3条 加盟チームは、連盟加盟費、各大会参加費を、さだめられた期日までに納めることにより加盟の手続きを終了したものとみなされ、加盟、大会参加資格を得る。

第2章 試合およびリーグ戦

- 第4条 すべての試合は当連盟の統制を受ける。
- 第5条 試合において、競技場内および、その周辺に発生したチームまたは所属員に関する懲罰事項については本連盟において採決される。

第3章 備付書類

- 第6条 備付書類は下記のものとする。
1. 金銭出納簿
 2. 代表者会議議事録
 3. 理事会議事録
 4. 加盟チーム登録票
 5. 役員名簿
 6. 試合および各大会の記録
 7. 賞罰記録

第4章 理事会における処分

- 第7条 理事会の中に大会中毎、設置される規律委員会で諮られ決定する。本連盟規約第27条第1項④により、理事会で決められる処分の種類は以下の通りである。
1. チーム代表者からの理事長宛誓約書の提出
 2. 大会運営時の準備協力
 3. 監督又はコーチなどのチーム関係者の一定試合数の出場停止
 4. 監督・コーチなどのチーム関係者の交替の勧告
 5. 理事長名による警告書の発行
 6. 一定期間の出場停止
 7. 本連盟からの除名を含む理事会で決定したその他の処分
- 第8条 理事会は、委任状を含めて理事の3分の2以上の同意をもって、規約第6条第3項の違反の程度により、前条規定の処分を決する。
- 第9条 理事長は、前条の処分内容を該当チームの代表者に、速やかに文書で通達する。
- 第10条 規律委員会は、審議に必要な場合には関係者から事情を聴取することができる。
- 第11条 当該チームは、処分内容に不服がある場合には通知を受け取った日から、2週間以内に規律委員会に不服を申し立てることができる。
- ②不服の申し立てがあった場合は規律委員会は、速やかに再審議をしなければならない。
- ③前項の審議結果は、速やかに該当チームに文書で通知しなければならない。

第5章 会計

- 第12条 加盟チームは加盟費・各大会参加費諸費用について、定められた期日までに支払うものとする。支払い期日、支払い方法、支払い場所については理事会にて決定、通知する。
- 第13条 期日までに各種費用が未納であるチームには①理事長名による加盟チーム代表者等に対する督促状②会長名による警告書が発行され、なおも未納の場合、理事会にてその処分を決定し実施する。

第6章 慶弔

- 第14条 弔事について加盟クラブの役員、指導者の場合、香料1万円、献花などを供し弔意を表す。
- 2 その他連盟関係者、他団体の慶弔についても必要に応じて敬意をもって対処する。
 - 3 緊急を要する場合は総務委員会に報告し、事後に理事会の承認を得なければならない。

本規約細則は平成25年8月31日より施行する。

東京リーグ リーグ戦要綱(案)

主催 東京少年サッカー連盟

開催期間 前期 第〇回東京リーグ 平成25年〇月〇日～〇月〇日

後期 第〇回東京リーグ 平成25年〇月〇日～〇月〇日

会場 加盟チーム提供グラウンド・他

試合方法 (1)原則A～Fの6リーグ総当たりで開催

(2)原則11人制

(3)原則20分ハーフ

(4)交代は自由

順位決定 試合の勝者は3点、引き分けは1点の勝ち点が与えられ、勝ち点の多い順に、順位を決定する。勝ち点が高い時は以下の順序により順位を決定する。

(1)ゴールディファレンス(総得点－総失点)

(2)総得点(多い方が上位)

(3)当該チーム間の対戦成績

(4)上記3方式においても順位が同一で昇降格に関わる場合は順位決定戦を行なう。

尚、この順位決定戦は延長戦を行わずPK方式で決定する

昇降格 原則4チームの昇格並びに4チームの降格。

但し、チーム数の変動により昇降格チーム数の変動がある。

理事会において昇降格数は決定する。

運営方法 A～Eリーグは、残留最下位チームが運営を担当する。

Fリーグは、残留最上位チームが担当する。

但し、同一チームの連続担当は2回までとし、3回目以降は、一つ上位のチームが

担当する。Fリーグの場合は、残留第2位チームが担当する。

未消化試合・他の扱い

東京リーグは、エントリー制の試合開催を尊重し行なわれている。

加盟チームはリーグ期間内に試合を消化するよう努める。

未消化試合についてはいかなる理由でも双方「0▲0」と表記し、勝点－1とする。

不戦敗は「0●5」とする。

尚、未消化試合ならびに不戦敗は内容により理事会にて処分を別に行なう事がある。

注意事項 原則的に審判員を帯同する事。審判服を着用。

少年サッカー審判講習会に参加した選手は副審を行なう事ができる。

加盟チームは少年審判員を積極的に活用し、指導育成に努める。

東京少年サッカー連盟 試合運営要綱(案)

1. 参加資格
連盟規約細則第2条第3条を充たしたチーム。
2. 試合組み合わせ
理事会で組み合わせを決定する。原則として変更する事はできない。
3. 試合方法
大会ごとに別に定める。
4. 順位決定
大会ごとに別に定める。
5. 退場
試合主審より退場が命じられた選手は、次の1試合に出場することができない。
以後の処理に関しては、本連盟規律委員会(総務委員会が兼ねる)において決定する。
6. 警告
各大会期間中の警告が累積2回を受けた選手は、次の1試合に出場することができない。
7. 昇降格
昇降格については理事会で決定する。
8. 未消化試合
未消化試合は理事会で処分を決定する。
9. 試合運営に関する共通理解
 1. 試合時間の厳守
 2. 試合中止決定(悪天候等)は会場責任者が判断し、リーグ担当者に報告する。
10. チーム関係者への留意事項(リスペクト)
 1. フェアプレー精神の尊厳
 - ① 判定および審判員や会場責任者に対する抗議は一切認めない。
 - ② 審判員の判定に異議(言葉や態度で)を示すチーム関係者は退席処分される。
 - ③ 審判員や相手選手に対する言動の種類・内容などの程度によっては、選手個人だけでなく、そのチームにも厳格な処分が科せられる。
 - ④ 審判員の判定や試合運営に疑義のある場合は、代表者名で「東京少年サッカー連盟」宛に申し出ることができる。但し、判定に関して覆ることはない。

以上

※平成25年8月31日代表者会議にて承認

特別強化事業(海外遠征)積立基金に関する規定(案)

(目的)

第1条

この規定は、特別強化事業積立基金(以下、基金という)に関し必要な事項を定めその適正な執行を確保する事を目的とする。

(使途)

第2条

基金の使途は、東京少年サッカー連盟規約第5条4号の事業実施に関連し、複数年に一度開催される特別強化事業(海外遠征)の実施の為の経費に限定する。尚、特別強化事業の内容および実施時期に関しては、理事会で検討し、代表者会議において承認を得なければならない。

(構成)

第3条

基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とする事を指定して寄附された財産
- (2) 代表者会議において基金に繰り入れる事を議決した財産

(管理)

第4条

基金は、特定目的基金として管理する。

(処分)

第5条

事業の実施上、基金の全部又は一部を処分しようとする時は、代表者会議の承認を得なければならない。尚、事業の実施上、基金が不足する場合は、一般財源から充当できる事とする。

(規定の変更)

第6条

この規定を変更する場合は、代表者会議の承認を得なければならない。

付 則

平成25年8月31日 制定・施行

以上

東京リーグ5年生フェスティバル 大会要綱(案)

- 主 催 東京少年サッカー連盟
- 開催期間 9月～翌年3月初旬予定
- 会 場 加盟チーム提供グラウンド・他
- 出場資格 東京リーグに加盟しているチームで1次リーグと2次リーグを行なう
決勝トーナメントは2次リーグを勝ち抜いた東京リーグ加盟チームと
招待チームで行なう
- チームは小学校5年生以下(U-11)で構成されるものとする
- 大会形式 1次リーグ(4チームリーグ)(上位2チームが2次進出)
2次リーグ(4チームリーグ)(上位2チームが決勝T進出)
決勝トーナメント(16チーム)
- 表 彰 決勝トーナメント上位3チーム
- 参 加 費 6,000円(東京リーグ加盟チーム)
- 大会ルール 日本サッカー協会競技規則(8人制)を適用する
- 試合方法 予選リーグ 20分ハーフ
決勝トーナメント 15分ハーフ
決勝T同点時 PK戦(5人制)を行なう
予選リーグ同点時 勝ち点(勝ち3・分け1・負け0)
得失点差 → 総得点 → 対戦成績 → PK戦(5人制)
- 審 判 1人制(各チーム帯同審判)

東京少年サッカー連盟新規加盟申込書(案)

年 月 日

チーム名		所 在	区	
代表者	フリガナ 名前	住 所 Tel・携帯 Eメール		
連絡責任者	フリガナ 名前	住 所 Tel・携帯 Eメール		

スタッフ数: 名・選手数: 名	チームHP:
(チーム紹介)	

誓 約 書

東京少年サッカー連盟新規加盟にあたり、長期的展望を持ち活動をし、連盟規約を遵守し
リーグ戦会場提供・リーグ戦未消化試合がない事など加盟チームとしての責務を果します
尚、上記、努力を怠った時には連盟の指示に従います。

チーム代表者

印

会 長	理 事 長	担 当	受 付